3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　テラダ産業株式会社　緑川　順一　福岡県北九州市戸畑区牧山４－１－６　国土交通大臣許可（般特－21）第23074号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三洋ビル管理株式会社　石橋　広盛　福岡県福岡市博多区博多駅前２―19―27　国土交通大臣許可（般特―21）第20685号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、石工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年３月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社京和軌道　竹本　義美　福岡県京都郡みやこ町犀川本庄468―１　国土交通大臣許可（般―21）第18498号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年５月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岩永組　岩永　一宏　熊本県熊本市南熊本４－４－10　国土交通大臣許可（特―18）第8624号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社恒栄電設　江島　昭子　福岡県北九州市小倉北区清水３―９―14　国土交通大臣許可（般―22）第14848号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年７月１日
九州地方整備局長　中嶋　章雅
1　処分をした年月日　平成23年６月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社新井興産　新井信一郎　福岡県福岡市博多区千代５―21―５　国土交通大臣許可（般―17）第21347号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年10月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年７月１日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　下保　　修

○第１号
1　調達内容
⑴　調達等件名及び数量　H24―26国営昭和記念公園運営維持管理業務　１式
⑵　調達件名の特質等　入札説明書等による。
⑶　契約期間　契約締結の翌日から平成27年３月31日まで
⑷　履行場所　東京都立川市及び昭島市　国営昭和記念公園
⑸　入札方法　上記⑴の件名を入札に付する。本業務の入札は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札として実施する。落札決定にあたっては、総合評価落札方式（加算方式）をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類（以下「申請書類」という。）を提出すること。入札書に記載する金額は、契約期間中、本業務に要する一切の一般管理費等を含めた金額の総価を記載すること。
なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
2　競争参加資格
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第10条各号（第11号）に該当するものでないこと。
⑵　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。